

音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(令和5年3月9日第6回改定/同月13日適用)

(令和5年2月6日第5回改定/同日適用)

(令和4年11月4日第4回改定/同日適用)

(令和4年6月23日第3回改定/同日適用)

(令和3年12月23日第2回改定/同日適用)

(令和2年10月8日第1回改定/同日適用)

(令和2年7月10日策定/同日適用)

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会

一般社団法人日本音楽事業者協会

一般社団法人日本音楽制作者連盟

【目次】

1. はじめに	3
2. 本ガイドラインの位置づけ	3
3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方	4
4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策	7
5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策	8
6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策	9
7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策	9
8. 公演可否・収容率の判断のあり方～地域における連携協議体制について	11

【Appendix】

1. 関連政府文書等	12
2. 感染防止策チェックリストと本ガイドラインの対応表	13

第6回改定にあたって

●令和5年2月10日に政府から「マスク着用の考え方を見直し等について（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」が発出され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。また、同年5月8日（予定）をもって「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが変更」され、「基本的対処方針及び『業種別ガイドライン』は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。」ことが示されました。

●上記に基づき、本ガイドラインを改定（第6回）し、令和5年3月13日から適用することとします。なお、上記の通り、「基本的対処方針及び業種別ガイドラインは同年5月8日をもって廃止」される予定であることから、本ガイドライン第6回改定版は廃止となる同年5月8日（予定）までの段階的経過措置として基本的な対策を示すものであることに留意ください。

また、今後、新たな変異株の出現等により今回の改定の前提となる科学的根拠に基づく状況変化が認められた場合には、政府、自治体、専門家と連携協議の上、対策を見直すこととします。

●今回（第6回）の主な改定は以下の2点です。

・「3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方」について：

政府による「マスク着用の考え方を見直し」に対応し改定しました。

- ➡お客さまのマスク着用については、お客さま個人の判断に委ねることを基本とします。
ただし、公演主催者の判断によりお客さまにマスク着用を求める場合（歌唱・声援時のみマスク着用を求める場合等を含む）は、お客さまへその内容を事前（券売開始前。遅くとも開催前）に告知します。
- ➡公演関係者のマスク着用については、公演主催者の判断によるものとします。
ただし、本ガイドライン適用期間（令和5年5月8日までを予定）においては、お客さまに直面して接遇・案内等を行う公演関係者については、マスク着用を推奨します。

・「5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策」について：

- ➡手指消毒剤の具体的な設置場所及び「入館者全員に手指消毒を奨励する」旨の記載を削除し、お客さま及び公演関係者に自主的な手指消毒の実施を呼びかけることとします。

各項目の詳細については、該当箇所の記載内容をご確認ください。

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、音楽ライブ・コンサート（以下、「音楽コンサート」といいます。）は、その規模の大小を問わず、他の業種に先がけて公演開催の自粛を行いました。令和2年7月10日の策定時から6度目の改定となる今日に至るまで、政府の基本的対処方針に基づいた本ガイドラインに定める具体的な対策を、音楽コンサートの現場において開催に関わる公演主催者・関係者が徹底したことで、会場内の感染リスクを適切に抑えることができました。

これら早期の自主的な対応は感染拡大防止の一助となったことは明らかであり、お客さまのご理解とご協力、アーティスト、スタッフ、音楽コンサートに関わるすべての方のご努力により、政府の基本的対処方針におけるイベント等の開催規制が段階的に緩和され、今日に至っています。

今回の改定においては、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染予防対策における様々なルールを最新の基準に合わせて更新し、実効性のある対策を講じつつ、お客さまに安心して会場に足を運んでいただけるよう、一部の内容や表現を見直しました。

本ガイドラインは各場面における感染防止対策の基本的事項です。引き続き、公演開催地自治体との協議を行い、連携を図り、対策の実効性を損なわないことを前提に公演を行うこととしてください。

音楽コンサートの開催にあたっては、引き続きご来場のお客さまと公演関係者への意識啓発に努め、これまで業界が早期に自粛を行い継続してきた努力を無駄にしないためにも、感染予防・感染拡大防止のためにできる限り慎重かつ周到な準備と対策にて臨んでまいりたいと考えます。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは「音楽コンサート」と総称される、コンサート、演奏会、ミュージカル、オペラ、バレエ、そして複合的フェスティバルなど音楽を主体としたイベント公演全般を対象に、その開催にあたって公演事業者が講じるべき新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止対策と来場されるお客さまへの対応について基本的事項を示しています。

今回の改定にあたっては、公演主催者には、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」に基づき、引き続き新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止に取り組み、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが求められます。

なお、本ガイドラインの策定、改定にあたっては、政府及び専門家のご助言をいただいております。

3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

これまでの専門家による研究を通じ、新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路が「接触感染」と「飛沫感染」「エアロゾル感染」であることが知られています。また、発症前1日ないし2日前の無症状・無知覚状態が最も感染力が強いことと、クラスター対策の重要性が指摘されています。したがって、多くのお客さまが集まる音楽コンサートなどのイベント開催にあたっては、公演が行われる会場内はもちろん、会場周辺・公演前後においても「接触感染」と「飛沫感染」「エアロゾル感染」のリスクをいかに減じるかを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とします。

全国の施設を借り受けて集客を伴う公演を実施する公演主催者として、公演開催にあたっては、施設管理者、公演地の自治体関係者等と協議の上、「感染防止安全計画」又は「感染防止策チェックリスト」を作成し、その内容に沿って対策を講じなければなりません。

公演関係者自身はもとより、来場されるお客さまに対しては公演会場において講じる対策と併せ公演前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・感染拡大防止意識の啓発に努め、お客さまへの「能動的参加」への理解を促していく必要があります。

公演主催者は、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのリハーサル等の制作過程も含め、当該コンサートの出演者及びその公演に携わるすべてのスタッフ（以下、「公演関係者」といいます。）の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。また、事務所、スタジオ、公演会場その他の会場（以下、「公演会場等」といいます。）の利用や、公演の企画にあたっては、同様に適切な感染予防対策を講じなければなりません。

すでに知られる通り、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫感染」「エアロゾル感染」を誘発する機会が高いと考えられます。本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とし、今回の改定では感染予防対策における項目を最新の基準に合わせて更新しています。

なお、本ガイドラインは屋内会場での公演を想定して基本的な対策方法を定めていますが、屋外会場での公演についても、開催地自治体や施設管理者等と協議の上で本ガイドラインの内容に即し必要な対策を講じる必要があります。

「感染防止安全計画」及び「感染防止策チェックリスト」について

- 5,000人超かつ収容率50%超（緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超）の公演の開催にあたり、安全計画の策定を前提とした収容率や人数上限を適用したい場合には、①公演毎に「感染防止安全計画」を作成、②都道府県の事前確認を行います。
- それ以外の公演においては、「感染防止策チェックリスト」を都道府県が定める様式・掲出方法（ホームページ等）に基づき作成・公表します。
- 政府方針の変更に伴い、各都道府県の様式が更新されていますので、最新のものを使用します。
- 問題が発生（感染防止策の不徹底、クラスター発生の可能性等）した場合は、直ちに結果報告書を都道府県に提出します。

→上記の手順・フォーマットについては【Appendix】1. ②及び③参照

→感染防止策チェックリストと本ガイドラインの対応表については【Appendix】2. 参照

(1) 来場されるお客さま、公演関係者にて共有すべき「基本行動ルール」:

- ① 飛沫の抑制の徹底 (咳エチケットの徹底)
- ② こまめな手洗い・手指消毒の徹底
- ③ 適切な距離の確保 (人と人とが触れ合わない程度を目安とする)

【今回の改定における変更点】

・令和5年2月10日付で政府の基本的対処方針が変更され、同年3月13日よりマスクの着用については個人の判断に委ねるとされたことに基づき、以下の対応とします。

■お客さまのマスク着用については、お客さま個人の判断に委ねることを基本とします。

・ただし、公演主催者の判断によりお客さまにマスク着用を求める場合 (歌唱・声援時のみマスク着用を求める場合等を含む) は、お客さまへその内容を事前 (券売開始前。遅くとも開催前) に告知します。

■公演関係者のマスク着用については、公演主催者の判断によるものとします。

・ただし、本ガイドライン適用期間 (令和5年5月8日までを予定) においては、お客さまに対面して接遇・案内等を行う公演関係者については、マスク着用を推奨します。

■「大声あり/なし」による収容率の制限は、令和5年1月27日付で政府の基本的対処方針が変更されたことに伴い、廃止されました。これにより、基本的な感染対策 (換気等) の徹底を前提として、大声発声の有無に関わらず収容率上限100%で公演を開催することができます。

・ただし、政府が指定する緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、下記の大声に関する制限を適用し、「大声あり」の公演は収容率上限を50%として開催します。

【緊急事態措置区域及び重点措置区域において開催する公演に限り適用する事項】

・大声での会話や掛け声等は控えます。(「大声」の定義は、政府方針によれば「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」とされています。)

「大声」には当たらない発声の例

○: 隣の人と会話する程度の声量で歌う。

○: 出演者の登場や呼びかけ、ファンサービス、演出効果等に反応して、一時的に大きな声を出す。

・その他、公演主催者並びに公演関係者は、公演の特性を踏まえ、必要に応じて発声に関する指針を定めます。

・大声ありとして収容率 (上限50%) を設定している公演 (エリア別に設定する公演を含む) においても、指定された客席部以外での大声は控えます。

注) なお、P4に記載のとおり、引き続き全ての公演において「感染防止安全計画」又は「感染防止策チェックリスト」の作成が必要です。

(2) 公演会場における基本的対応：

- 会場内では上記「基本行動ルール」に基づき、場内外アナウンスやボードの掲出によりその周知徹底を図ります。
- 来場されるお客さまには上記基本事項とともに「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことにつき事前に告知します。
- 公演会場は、公演主催者が公演地警察・消防当局に提出し承認を受けた防災計画、整理・警備員配置計画に基づき、安全な公演運営と非常時緊急避難誘導體制が保全されます。公演中はもちろん、公演前後・休憩時間においても場内整理・警備員により来場されるお客さまに上記対策の徹底が図られるよう、警備員等に必要な指導を行い、適切な体制を構築します。

上記(1)を来場されるお客さま及び公演関係者に周知し、共有すべき「基本行動ルール」を策定・提示し、さらに、公演会場においては(2)の公演会場における基本的対応を行う必要があります。

4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策

4-① 公演関係者による感染予防・感染拡大防止策

■全ての公演関係者が基本行動ルール（P5）を共有し、実践します。

■出演者を含む公演関係者は、日々の体調管理を行います。以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととし、検査を促します。公演関係者が陽性判定を受けた場合でも、他の公演関係者に対して濃厚接触者の特定や行動制限を行う必要はありません。ただし、自治体によっては保健所による濃厚接触者の特定を実施する必要があるため、公演開催地自治体の最新の方針を確認します。

- ・業務に従事する当日に発熱等、体調不良の症状がある者
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、保健所等により定められる療養期間が経過していない者
- ・過去 5 日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者（保健所等による特定のほか、事業所等からの周知や自主的な判断によるものを含む）

※留意事項 1：現在、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から 5 日間（6 日目解除）です。ただし、2 日目及び 3 日目の検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除が可能です。→【Appendix】1. ④参照

※留意事項 2：上記を原則としますが、本ガイドラインでは本人（濃厚接触者。ただし保健所等により特定された者を除く）が無症状である場合に限り、当日の活動開始前 6 時間以内（検体採取時間を起点とする）に検査を行い、結果が陰性であれば当日の活動に参加可能とします。

4-② 公演関係者の適切な距離の確保等

■公演関係者は、相互間で触れ合わない程度を目安に適切な距離を確保します。

4-③ 食事とケータリング

■ビュッフェ形式等で備品を共用する場合は、利用者の手指消毒を徹底します。

■食事を扱うスタッフは、事前及び就業中の手洗いや手指消毒を徹底します。

4-④ ステージ及びステージ周辺における感染防止策

■複数の出演者や公演関係者が接触する機材や設備等は、適宜消毒するよう努めます。

4-⑤ トイレ（バックステージ）

■ペーパータオルを使用するか、個人用にタオルを準備します。

■ハンドドライヤーは、メンテナンスや清掃等の状況を確認し適切に管理されているものを使用します。

■トイレ後は手指消毒を徹底します。

■施設管理者と連携して定期的に清掃・消毒を行います。

4-⑥ 清掃・ゴミの廃棄

■作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行います。

4-⑦ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

公演関係者・来場者ともに、感染が疑われる場合には会場に来ないことが原則です。もし会場にて感染が疑われる事態になった場合には、下記のとおり対応します。

- 該当者に対応するスタッフは、自らに感染させないための対策を徹底します。
- 該当者にマスクを着用させた上で直ちに帰宅させ、検査を促します。

5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策

5-① 収容人数・収容率の適用について

- 公演開催にあたって、公演主催者は公演開催地自治体関係当局と連携し、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から都道府県宛に発出される事務連絡によって示される方針に基づき、収容人数・収容率を定めることとします。→【Appendix】1. ②及び③参照
- ・ただし、今後、地域感染状況の急激な変化等により開催制限が強化される可能性があることを考慮し、その場合に券売開始から公演開催までの間に講じるべき対策について十分に検討しておくことが必要です。

5-② 手洗い、手指・施設消毒の徹底

【今回の改定における変更点】

- ・手指消毒剤の具体的な設置場所及び入館者全員に手指消毒を奨励する旨の記載を削除し、お客さま及び公演関係者に自主的な手指消毒の実施を呼びかけることとしています。
- 会場内にアルコール等の手指消毒剤を適宜設置し、お客さま及び公演関係者に自主的な利用を呼びかけます。
- ドアノブ、手すり等の不特定多数が接触する設備及び共有する機器は、施設管理者と連携のうえ、定期的かつこまめに清拭消毒を行います。

5-③ 適切な距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

- 舞台（花道・移動導線を含む）と客席との間隔は、出演者とお客さまとが互いに触れ合わない程度を目安とします。

5-④ 客席部スタンディング対応

- スタンディングエリアの運用については、会場の特性に応じて適切な距離の確保を促す表示や係員の配置等を行い、お客さま同士の適切な距離の確保を徹底します。

5-⑤ 会場内換気対応（屋内施設）

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ施設内各室毎に十分な換気能力が確保・整備されていることを確認しておきます。→【Appendix】1. ⑤及び⑥参照

5-⑤ 会場内外の待機列

- 待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）や移動が発生する場合においては、お客さま同士が適切な距離を確保して整列できるように案内します。
- 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、お客さまの持ち物に係員は触れないようにします。

5-⑥ 喫煙所の利用について

- 施設の喫煙所を利用する場合は、適切な距離が確保されるよう、スペースに応じた利用可能人数を決定し、その定員内で利用可能とします。

5-⑦ 会場内でのお客さまに対する飲食提供について

- 会場内で飲食を行うお客さまに対しては、手洗いや手指消毒を徹底するよう周知します。
- 自治体等から会場地域における飲食店等に対して何らかの制限を伴う要請がされている場合は、その内容に従って飲食・酒類の提供を実施します。

6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策

- 公演会場では、ファンによる入待ち・出待ち等ファン等が集まる状況が発生しないように努めます。
- お客さま同士の密接を招く可能性がある演出については、密接を防ぐ措置を講じた上で行います。
- 出演者とお客さまとの接触ならびにお客さま同士の接触（ハイタッチ、手をつなぐ等）を招く演出は行いません。
- 出演者が乗って客席エリア内を移動する台車等はお客さまとの適切な距離を確保し、かつお客さまに自席から移動を促すような演出は行いません。
- お客さまには、会場内掲出物、係員による声掛け、演出映像、出演者からの呼びかけなどによって、「基本行動ルール」の周知徹底をはかります。

7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策

7-① 来場者に対する事前案内事項

- 下記のいずれかに該当する場合には、来場を控えるよう事前に周知します。
 - ・発熱等、体調不良の症状がある
 - ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、保健所等により定められる療養期間が経過していない
 - ・過去 5 日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある（保健所等による特定のほか、事業所等からの周知や自主的な判断によるものを含む）

※留意事項：現在、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から 5 日間（6 日目解除）です。ただし、2 日目及び 3 日目の検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除が可能です。→【Appendix】1. ④参照

■公演会場においては、公演主催者が示す新型コロナウイルス感染予防対策に協力していただくこと。また一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合は退場していただくことがあり、その場合は入場券の払い戻しに応じないことを事前に周知します。

■キャンセルポリシーについて（約款に記載の通り、原則としてお客さまの自己都合による払い戻しは行いません。）

- ・新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止対策における特例として、公演毎に主催者（公演関係者）による協議・判断のうえ、自己申告に基づき自身の健康に不安があり来場・入場されないお客さまへの払い戻し基準を定め、事前に周知します。
- ・チケット料金以外は払い戻しの対象としません。
- ・払い戻し手数料等が別途差し引かれる場合はお客さまへ予め周知することとします。

注）なお、従来のガイドラインにて実施することとしていた「入場時の検温体制の整備」及び「お客さまの個人情報取得」については、前回までのガイドライン改定により削除しています。

7-① 会場内禁止行為について

■会場内外において、一般的禁止行為（他のお客さまの迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づいた禁止行為について係員が個別に注意を行い、その指示に従わない場合、退場いただく場合があることについて事前告知を徹底します。

7-② 入退場についての周知と方法

■お客さまには時間に十分な余裕を持って来場するよう事前に周知し、会場規模等に応じて、適切な距離を確保して入退場できるよう案内します。

- ・特にドーム、アリーナなどの大規模会場においては、会場全域へのアナウンスと会場内整理員による誘導を行い、会場施設の導線に即して、お客さま同士の適切な距離を確保した移動を案内します。

■会場のアクセス誘導案内：会場アクセス状況によっては、最寄り駅までの行き方についても公演主催者が指示し、会場周辺を含め、お客さま同士が適切な距離を確保していただくよう案内に努めます。

7-③ 会場でのグッズ販売

■公演会場にて対面でのグッズ販売を行う場合は、待機列を含む適切な距離の確保及び手指消毒を呼びかけます。

■混雑が予想される場合は密集を避けるため、販売時間の分散化（開場前・終演後の販売実施）を検討します。

7-④ 感染予防・衛生面に関する協力依頼事項

- こまめに手洗いや手指消毒を行うこと。
- 会場諸施設・備品等に接触しないこと。
- お客さま同士、公演運営スタッフとの適切な距離の確保。
- 咳エチケットを徹底すること。
- 過度な飲酒の自粛

8. 公演可否・収容率の判断のあり方～地域における連携協議体制について

公演開催の可否・収容率の判断は、最新の政府方針及び公演開催地自治体の方針に沿って行います。特に、感染防止安全計画の作成が必要な大規模公演については、公演地地域の感染状況に基づきリスクアセスメントを行い、自治体と公演主催者との協議によって判断されることから、公演地地域社会（自治体、保健医療当局、施設管理者等）と地域公演主催者との連携協力・協議体制が必要です。

以上

【Appendix】

1. 関連政府文書等

- ①新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日対策本部決定）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf
- ②【事務連絡】基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf
- ③【事務連絡】イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20230210.pdf
- ④【事務連絡】B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>
- ⑤感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日：新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf
- ⑥劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和5年3月13日：公益社団法人全国公立文化施設協会）
https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0313covid_19.pdf?02

※5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策

- (3) 施設内での具体的な感染防止策 ② エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

■【参考図表】 イベント開催等における必要な感染防止策

※上記②の別紙2を参照ください。

■【参考図表】 感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

※上記②の別紙3を参照ください。

■【参考図表】 感染防止安全計画（書式例）

※上記③の別紙4を参照ください。

※なお、上記は書式例です。公演開催地の各都道府県によって示される書式を利用してください。

■【参考図表】 イベント開催時のチェックリストならびに感染防止策チェックリスト（書式例）

※上記③の別紙5を参照ください。

※なお、上記は書式例です。公演開催地の各都道府県によって示される書式を利用してください。

2. 感染防止策チェックリストと本ガイドラインの対応表

チェックリスト	本ガイドライン
①飛沫感染対策	3 (1)「基本行動ルール」
②エアロゾル感染対策	5-④ 会場内換気対応（屋内施設）
③接触感染対策	3 (1)「基本行動ルール」 5-① 手洗い、手指・施設消毒の徹底
④飲食時の感染対策	4-③ 食事とケータリング 5-⑦ 会場内でのお客さまに対する飲食提供について
⑤イベント前の感染対策	7-⑩ 来場者に対する事前案内事項
⑥出演者やスタッフの感染対策	4-① 公演関係者による感染予防・感染拡大防止策 5-② 適切な距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

----- 以上、令和5年3月9日現在

(注) 上記は今後、感染状況の急変等により、改定、変更になる場合があります。その場合は適宜、差し替えを行いますのでご注意ください。

また、引き続き、公演開催地の都道府県との密な連携を推奨します。